

2024.12.1 改訂

セーフティネット保証7号の認定を受けられる方 (金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整)

【セーフティネット保証7号】

金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれにも該当する方。

- (1) 経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている指定金融機関と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- (2) 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- (3) 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比較して減少していること。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(区 HP からダウンロード、または経営支援係窓口にあります)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 残高証明書 借入のある全ての金融機関との取引が確認できる以下(*)の資料
* 直近の残高証明書と前年同期の残高証明書
- ⑤ 郵送用チェックシートと返信用レターパック(郵送で申請する場合に必要)

【申請方法】

認定を受けるには、郵送または直接持参(要予約)により受付けます。

＜郵送＞ 郵送により申請した場合の認定書の返送先は、認定事業所あてです。

・送付先 〒1250062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係

＜直接持参＞ 事前に必ず予約の上、お越しください。中小企業診断士が面談し要件を確認します。

電話: 03-3838-5556 午前8時30分から午後5時まで

・面談場所 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階 産業経済課 相談室

・面談(開始)時間 午前10時から午後4時まで

【お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業振興課 経営支援係

電話: 03-3838-5556

～ 平日の午前8時30分から午後5時まで ～

様式第7

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて (申 請 者)

住 所

名 称

代表者氏名

(指定金融機関名)

私は、(注1)が、経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1. 金融機関からの総借入金残高のうち、(注1)からの借入金残高の占める割合
- %(A/B×100)
- A 令和 年 月 日 の(注1)からの借入金残高 円
- B 令和 年 月 日 の金融機関からの総借入金残高 円
2. (注1)からの借入金残高の減少率
- %((D-C)/D×100)
- C 令和 年 月 日 の(注1)からの借入金残高 円
- D 令和 年 月 日(C の前年同期を記入のこと)の(注1)からの借入金残高 円
3. 金融機関からの総借入金残高の減少率
- %((F-E)/F×100)
- E 令和 年 月 日 の金融機関からの総借入金残高 円
- F 令和 年 月 日(E の前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 円

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青 木 克 徳

(注)信用保証協会への申込期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(注1)経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注2)申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)の金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。